

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 10 日

札幌市長

秋元 克 本



札幌市条例第26号

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）別表(3)義務教育学校の表の改正規定中「真駒内地区新設義務教育学校」を「札幌市立義務教育学校真駒内学園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。